

四万十市総合文化センターしまんとぴあ 使用案内

申請受付開始日

2023 年 10 月 2 日(月) 午前 9 時から (詳細は別紙)※諸室により開始日が違いますのでご確認ください

申請受付場所

四万十市総合文化センター開設準備室 (詳細は別紙) 使用開始日

2024年5月7日(火) 午前9時から

■受付開始日

○ホールの本番使用

室名	文化芸術	左記以外
	活動	の活動
しまんとホール(大ホー		
ル)、りぐるホール (小ホー		
ル)、各ホールと一体で使	15 か月前	14 か月前
用する場合の貸室・貸スペ		
ース		

○ホールの練習使用 (客席を使用しない、舞台のみの使用)

室名	文化芸術	左記以外
	活動	の活動
しまんとホール (大ホー		
ル)、りぐるホール (小ホ	6か月前	5 か月前
ール)		

○その他の貸室・貸スペース

室名	文化芸術	左記以外
	活動	の活動
スタジオ1・2・3、ミーテ		
ィングルーム 1・2・3・4・		
5、和室 1・2、キッチンス	6か月前	5か月前
タジオ、創作スタジオ、ア		
ートスペース		
交流ロビー、スクエアパ	3か月前	2か月前
ーク		
楽屋 1・2・3・4・5	29 日前	29 日前

- ・受付開始日は、「29 日前」を除き、使用を開始しようとする日を基準として上表開始日の欄に記入された日の属する月の第1日(休館日の場合は月の最初の開館日)とします。
- ・受付締切日は使用日当日とします。ただし、舞台設備を使用する場合は30日前とします。

・文化芸術活動の例)音楽、演劇、舞踊、映画、能楽、歌舞伎、落語、漫談、歌唱等の芸能活動 茶道、華道、 書道、食文化等その他生活に係る文化活動 など

申し込み方法

事前に、来館による使用者登録が必要です。 (来館が難しい場合はメール・FAXも可。)

1.抽選会

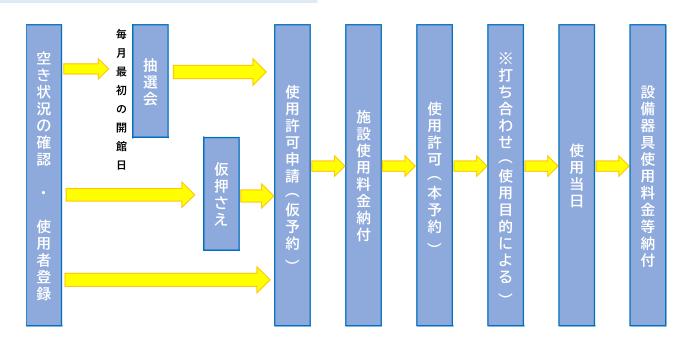
(受付開始日の全施設対象)

	・受付開始日(毎月最初の開館日)午前9
	時から午前9時15分の間に受け付け(1
	団体1件のみ)、申し込みが重複した場合
窓口	は調整会議ののち抽選を行い、使用者を決
での	定します。
開催	・使用決定後は、使用許可申請書をご記入
	の上、手続きをお願いします。
	・やむを得ず当日抽選会に参加できない場
	合はご相談ください。

2.通常の申込

	・施設の空き状況を確認の上、使用許
	可申請書のご記入と提出をお願いしま
来館での申	す。
込の場合	・請求書を発行します。14 日以内に使
(メール・	用料金の納付をお願いします(14日ま
FAX 可)	でに使用日が到来する場合は、使用日
	当日の使用開始時間まで)。
	・納付後、使用許可書を発行します。
インターネ	・登録完了後、予約システムから使用
ット申込の	予約をしてください。
場合(大ホ	・予約承認後、14 日以内に使用料金の
ール・小ホ	納付をお願いします。
ール・貸ス	・納付後、使用許可書を発行します。
ペース以外	
の諸室の	
み)	

※メール・FAX にて受付の場合は、即時対応が難しい場合があることを予めご了承ください。



1.空き状況	窓口・電話・予約システムから確認可		
の確認	能です。		
使用者登	窓口にてご登録ください。(来館が難		
使用有豆 録	しい場合はメール・FAX にて受け付け		
野	ます。)		
	全施設について、受付開始日に申込が		
	重複する場合は、午前 9 時 15 分まで		
2.抽選会	の来館者で抽選を行います。抽選後は		
2.抽迭会	先着順にて受け付けます。		
	やむを得ず、当日抽選会に参加できな		
	い場合はご相談ください。		
	受付期間内であれば、窓口・電話・メ		
	ール・FAX にて受付可能です。 仮押さ		
	えの期限は 14 日間(14 日以内に使用		
	日が到来する場合は、使用日当日の使		
 3.仮押さえ	用開始時間まで)です。		
J. X]T & Z	※受付開始日の窓口での仮押さえは		
	13:00 から、予約システム (大ホール、		
	小ホール、貸スペース以外の諸室の		
	み)・電話・メール・FAX での仮押さ		
	えは 17:00 からの受付となります。		
	使用許可申請書にご記入いただき、窓		
4.使用許可	口にご提出をお願いします(メール・		
申請	FAX 可)。システムから予約の場合は、		
	申請書の提出は不要です。		

	請求書を発行しますので、申請日より
	14 日以内に使用料金の納付をお願い
	します(14日以内に使用日が到来する
5.施設使用	場合は、使用日当日の使用開始時間ま
料金納付	で)。
	納付方法は窓口現金払い、もしくは銀
	行振込(手数料は使用者負担)にてお
	願いします。
	入金確認後、使用許可書を発行しま
6.使用許可	す。この使用許可書は、使用日当日に
	窓口へのご提示をお願いします。
	大ホール・小ホール・貸しスペースを
 7.打ち合わ	使用する場合は、使用の1ケ月前を目
1.11 0日わ	安に、使用内容、使用設備器具、当日
_ ~e	の進行表や搬入出のスケジュールな
	どの打ち合わせを行ってください。
	使用許可書を窓口にご提示いただき、
	鍵を受け取ってください。
	ご使用時間の直前に他の使用者がお
	らず、かつ施設の準備が整っている場
8.使用当日	合は 10 分前から入室できます。
	準備・片付け・施設及び備品の点検と
	職員の点検・鍵返却を含めて、申請い
	ただいた時間内でおさまるようお願
	いします。
9.設備器具	設備器具備品及び追加使用料金など
使用料等	がある場合は、当日請求書をお渡しい
納付	たしますので、14日以内にお支払いく
M1113	ださい。

| 受付時間・使用時間

午前9時00分から午後10時00分まで

★館日

年末年始(12月29日から翌年1月3日)、 施設の保守点検のため、臨時休館する場合がございま す

使用区分

- (1) しまんとホール (大ホール) 及びしまんとホールと一体使用の楽屋は、午前(午前9時00分から午前12時00分)午後(午後1時00分から午後5時00分) 夜間(午後6時00分から午後10時00分)の3区分です。
- (2) しまんとホール (大ホール) 以外の諸室は 1 時間 単位での使用です。
- (3)使用時間には、舞台・受付・楽屋等の準備から片付け、また、主催者・出演者及び来場者の入館から退館まで、施設使用に要するすべての時間を含みます。 使用者の都合により使用区分及び時間を過ぎた場合は、超過料金がかかります。

■連続使用可能日数

施設名	期間	
	(休館日を除く)	
しまんとホール (大ホール)	10 日	
りぐるホール (小ホール)	10 日	
その他貸室	14 日	
貸スペース	14 日	

┃使用許可後の変更・取消

【変更】

- (1)使用許可後に変更を行う場合は、使用許可書を添えて使用変更申請書を提出してください。追加料金が発生する場合は、この時点でお支払いください。使用変更許可証を交付します。
- (2)変更は、変更後の使用日が変更前の使用日より前になる場合は、現行後の使用日の前日までに、また、変更後の使用日が変更前の使用日より後になる場合は、変更前の使用日の前日までに申請してください。なお、原則、使用当日の変更は認めません(台風等天災による場合を除く)。
- (3) 予約についての変更は1回まで受け付けます。

【取消】

- (1)使用許可後、使用前に使用許可の取消しを行う場合は、使用許可書を添えて使用許可取消届出書を提出してください。
- (2)料金の還付がある場合は、使用料還付申請書を提出してください。
- (3) 使用料の還付率は以下の通りです。

(3) 使用料の遠付率は以下の通りです。			
	期間		還付率
大ホール・ 小ホール・ 及びホールと 一体使用の 諸室	本番	使用日の 150日前に取 消した場合	使用料の 70%
大ホール・ 小ホール・ 及びホールと 一体使用の 諸室	本番使用	使用日の 149日前から 60 日前まで に取消した 場合	使用料の 50%
大ホール・ 小ホール・ 及びホールと 一体使用の 諸室	本番使用	使用日の 59 日前から 前日までに 取消した 場合	還付なし
大ホール・ 小ホール	練習使用	使用日の 60 日前まで に取消した 場合	使用料の 70%
大ホール・ 小ホール	練習使用	使用日の 59 日前から 20 日前まで に取消した 場合	使用料の 50%
大ホール・ 小ホール	練習使用	使用日の 19 日前から 前日までに 取消した 場合	還付なし
単独使用の諸室		使用日の 前日までに 取消した 場合	使用料の 100%

(4) 付属設備の使用料については、全額還付します。

┃使用の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可す ることはできません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (3)施設又は付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他、当センターが適当でないと認めるとき。

┃権利譲渡等の禁止

使用の権利を譲渡し、または転貸することはできません。

■使用許可の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を 取り消し、使用を停止させ、又は許可条件を変更する ことがあります。なお、この場合において、使用者に 損害が生じても、当センターは、その責めを負いませ ん。

- (1) 使用者が四万十市総合文化センターの設置及び 管理に関する条例又は、同条例に基づく規則に違反し たとき。
- (2) 上記「使用の制限」に記載した事由のいずれかに該当したとき。
- (3) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (4) その他、当センターが必要と認めるとき。

Ⅰ設備の制限

四万十市総合文化センターに特別の設備を設置しよう とするときは、使用者は予め許可を受けてください。

■原状回復の義務

施設及び設備器具の使用を終えたときは、原状(使用 前の位置、状態)に戻してください。

また、使用途中で使用の許可を取り消された際も、使 用者は直ちに原状に戻してください。

┃損害の賠償等

(1)使用者その他四万十市総合文化センターを使用したものが、施設もしくは付属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を当センターに届け出てください。

(2) 使用者等は、故意又は過失により施設もしくは付属備品を損傷し、または滅失したときは、当センターの指示に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。

■職員の立ち入り

施設及び付属設備の管理その他職務上必要がある場合は、使用中の施設に立ち入ることがあります。

■使用者等の遵守事項

使用者等は次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 許可を受けないで飲食物その他物品を販売、又は 陳列しないこと。
- (2) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 展示物に触れないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設内で広告物等を配布、又は 勧誘をしないこと。
- (7) 許可を受けないで所定の場所以外で飲食、又は飲酒しないこと。
- (8)使用の許可を受けていない施設及び付属設備を使用しないこと。
- (9)許可を受けないで付属備品を施設の外に持ち出さないこと。
- (10) 騒音、放歌、暴力行為等、他人に迷惑を及ぼす 行為をしないこと。

使用時の注意事項

- (1) 申請された使用者、及び使用目的でご使用ください。
- (2) 定員を超えてのご使用はご遠慮ください。
- (3) 敷地内での紛失や盗難については当センターでは一切の責任を負いかねます。貴重品の管理には十分ご注意ください。
- (4) 火災・地震・事件などの非常時には、催事中でも館内放送などのセンター職員の指示に従ってください。
- (5)病人や負傷者が出た場合は、センター職員に連絡するとともに、救命措置にご協力ください。
 - (6) 原則として、ゴミはお持ち帰りください。
 - (7) 危険物の持ち込みは厳禁です。